

事 務 連 絡  
平成26年10月9日

官民協働海外留学支援制度 御担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構  
グローバル人材育成部民間資金課

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～での  
往復渡航費の支援について

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～については、事務手続の手引き、事務連絡等により、奨学金等支給事務の適正な実施について周知を図っているところですが、標記の件については、下記の事項を改めて御確認いただき、特に御留意の上、適正な支給事務の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 本制度で支援する往復渡航費は、本制度で採用された留学計画のための往復渡航にかかる費用について、その一部を支援するものであるため、往復のいずれかであっても他の目的での渡航が認められる場合は、渡航費の支援をいたしません。本制度で渡航費を支給した後、在籍大学等で確認を行う中で別の目的での渡航が明らかになった場合は、速やかに機構に報告の上、支給済み渡航費の全額について返還の手続きを行ってください。
2. 往復渡航費に関しては、既に渡航に関する証拠書類（領収書、搭乗券等）の保管をお願いしているところですが、支給対象者から在籍大学等に証拠書類の提出がない場合は速やかに機構に報告の上、支給済みの渡航費の全額について返還の手続きを行ってください。
3. マイレージを利用して航空券を取得した場合、他の団体等から航空券の支援を受けた場合等、往復の一部であっても金銭負担の確認ができなかった場合は本制度による渡航費の支援は一切いたしません。本制度で渡航費を支給した後にマイレージの利用や他団体等から航空券の支援を受けること等が明らかになった場合は、速やかに機構に報告の上、支給済みの渡航費の全額について返還の手続きを行ってください。  
また、本制度による航空券現物支給を受ける場合も、往復渡航費との併給は認めておりませんので、御留意ください。

本件に関する照会先：

文部科学省内 官民協働海外留学創出プロジェクト  
独立行政法人日本学生支援機構 グローバル人材育成部 民間資金課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03-5253-4111（内線：3628,4932） FAX 03-6734-4936  
E-mail tobitate-scholarship@mext.go.jp